東秩父路線の令和７年度地域間幹線系統確保維持計画について

イーグルバスが運行する東秩父路線は東秩父村が主体となって運行するバス路線で、国からの補助金を受け運行しています。

令和７年度から補助金交付に係る申請事務が、埼玉県から各沿線自治体に移譲されるため、補助金交付に必要な手続きなどについて協議を行うものです。

なお、東秩父路線の補助金交付に係る申請事務につきましては、東秩父村が一括して行う予定です。

記

１．令和７年度地域間幹線系統確保維持計画の策定について
※東秩父路線の令和７年度地域間幹線系統確保維持画を案のとおり策定し、国土交通大臣に提出してもよいか協議をするものです。

２．「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」では、令和７年度地域間幹線系統確保維持計画策定後に軽微な変更が生じた場合は、予め協議会において事前に合意が得られていれば、協議会の開催をしなくても議論を経たものとして取り扱うことができると定められています。
今後、軽微な変更が生じる場合に備え、このことについて合意いただけるか協議をするものです。

【軽微な変更とは…】

鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限り、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第９条第１項（第１８条の規定により準用する場合を含む。）の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

・各補助対象系統の１日当たり計画運行回数の１０％以内又は１回以内の増減
・各補助対象系統の計画運行日数の１０％以内の増減
・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の１０％以内の増減
・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の１０％以内の増減

ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法法定協議会構成員において情報共有されることが必要である。（※地域公共交通確保維持改善事業実施要領より抜粋）